

社会福祉法人松玲会 時津ゆり保育園 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、役員報酬に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 役員のうち法人業務を行う理事、監事、評議員に対して報酬を支給する。

(支給額)

第3条 支給額は、会議等に参加した場合、1回につき5,000円とする。

(改正)

第4条 本規定は、評議員会の議決を経て、改正することができる。

附則

1、この規程は、平成29年4月1日から施行する。